

○東大阪都市清掃施設組合一般職の職員の退職手当に関する条例

昭和44年7月4日

東大阪都市清掃施設組合条例第2号

一般職の職員の退職手当については、東大阪市職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。